

## 裁判員経験者の意見交換会議事録

日 時 平成30年2月28日（水）午後2時00分～午後3時30分

場 所 新潟地方裁判所大会議室（1号館4階）

出席者 新潟地方裁判所長 足 立 哲  
司会者 山 崎 威（新潟地方裁判所刑事部部総括判事）  
法曹出席者 黒 田 真 紀（新潟地方裁判所刑事部判事補）  
島 尻 大 志（新潟地方裁判所刑事部判事補）  
岩 瀬 みどり（新潟地方裁判所刑事部判事補）  
鈴 木 嘉津哉（新潟地方検察庁検事）  
中 北 裕 士（新潟地方検察庁検事）  
五十嵐 勇（弁護士）  
吉 田 明 恵（弁護士）

### 第1 自己紹介、裁判員等を経験しての感想等

足立所長

新潟地裁所長の足立でございます。

本日は、大変お忙しい中意見交換会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

平成21年5月に施行されました裁判員制度も、昨年の5月から9年目に入りまして、これまで多数の国民の皆様に裁判員ないし補充裁判員として御参加いただきました。新潟地裁でも、現在係属している事件を含めると99件の裁判員裁判がこれまで係属いたしました。

裁判員として御参加いただきました国民の皆様の高い意識と理解に支えられて、これまで概ね順調に運用されてきました。もっとも個別の事件につきましては、裁判員制度の趣旨や理念、刑事裁判の原理原則等に照らして改善すべき点がなか

ったかどうかという点を、不断に検討していくことが必要でありまして、その検討のためには、裁判員または補充裁判員として、実際に裁判員裁判に参加された方の御意見をお聞きすることが大変有意義であると考えております。

本日の意見交換会も、裁判員または補充裁判員として現に裁判員裁判を経験され、御協力をいただきました皆様の率直な御意見をお聞かせいただいで、それを参考にして裁判官、検察官、弁護士の法曹三者において、更に緊密に意見交換をしながら、裁判員裁判をより良いものに改善していくために企画させていただいたものです。

皆様から忌憚のない御意見が多数出され、この意見交換会が実り多いものとなりますことを祈念いたしまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

司会者（山崎判事）

それでは、早速意見交換会を進めさせていただきたいと思ひます。今日の進行ですが、まず御出席いただいでいる裁判官、検察官、弁護士、そして裁判員経験者の皆さんに自己紹介をいただいで、簡単に裁判員等を経験してみての全体的な感想をお聞かせいただきたいと思ひます。その後で、用意している三つのテーマについて、御意見を順番に伺いたひと思ひます。

用意しているテーマですが、まず一つ目は、検察官と弁護人の訴訟活動についてです。二つ目は証拠調べと理解のしやすさについて、三つ目は評議の進め方と話しやすさについてです。

それでは、最初の自己紹介について、まずは裁判官から行いたひと思ひます。私は刑事部の部総括を務めております山崎と申ひます。よろしく願ひします。

昨年4月から裁判長をしておりますので、ここにいらっしやる皆さんのうち、お一方は私の前任者が裁判を御一緒して申ひますけれども、5人の方々とは私が裁判を御一緒させていただき申ひました。本日は、久しぶりに皆さんの元気なお姿を拝見できて、大変うれしく申ひます。評議の時のような活発な意見交換ができれば

と思いますので、よろしく申し上げます。

#### 黒田判事補

裁判官の黒田と申します。よろしくお願ひいたします。私は、この事件の中で2番の方が担当された強盗致傷事件を担当いたしました。2番の方と再会できて本当にうれしく思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。

#### 島尻判事補

裁判官の島尻と申します。私は今回の事件の中では、3番、4番、5番の方が担当された殺人事件と、6番の方が担当された殺人未遂事件について担当いたしました。皆さんとまたこの場でお会いできて大変うれしく思います。よろしくお願ひいたします。

#### 岩瀬判事補

裁判官の岩瀬と申します。私は、2番の方が担当された事件以外の全ての事件について、担当させていただきました。数か月前から1年以上前の方とも、またこうやってお会いしてお話ができることを、楽しくうれしく思っております。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

#### 司会者

では検察官、お願ひします。

#### 中北検事

検察官の中北と言います。私は皆さんが参加されている裁判員裁判の中では、1番の方が担当した覚せい剤の密売の事件と、3番、4番、5番の方が担当した殺人事件を担当させていただきました。本日は皆さんから忌憚のない御意見をいただきまして、今後の参考にさせていただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

#### 鈴木検事

検察官の鈴木と申します。私は、2番の方が担当された強盗致傷事件及び6番の方が担当された殺人未遂事件について担当しております。本日は様々なご意見

をお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

司会者

では弁護士の方から、お願いします。

五十嵐弁護士

弁護士の五十嵐です。私は、2番の方の事件の弁護人を担当いたしました。裁判員裁判中は、裁判員の方と弁護人というのは接触してはいけないという決まりがありますので、こういった場で率直な意見をお聞かせいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

吉田弁護士

3番、4番、5番、の方が担当された殺人事件について担当しました。どうぞよろしくお願いします。

司会者

それでは次に、裁判員経験者の皆様の自己紹介や裁判全体を通じての御感想をお聞かせいただければと思います。まず1番の方ですが、いわゆる麻薬特例法違反、覚せい剤取締法違反の事件を裁判員として担当していただきました。これは、被告人が覚せい剤を営利目的で持っているとともに、2年弱の間不特定多数人に対して密売をすることを業として行い、更にその売上げ360万円余りを他人名義の口座に入金させて、事実を偽装したという事件です。

それでは、1番の方から裁判全体を通じての感想などを簡単にお聞かせいただければと思います。お願いします。

裁判員経験者1番（以下、裁判員経験者を単に「1番」などと表記する。）

公判から判決まで1か月かかりました。被告人が黙秘しているということもありまして、なかなか弁護人の方の意思表示が伝わってはこなかったのですが、検察官の方は証拠に基づいておりまして、評議等に活用できるようにメモや資料も工夫されていまして。

司会者

次に、2番の方に裁判員として御担当いただいた事件は、住居侵入、強盗致傷、銃砲刀剣類所持等取締法違反の事件です。この事件は、被告人が民家に侵入して、その住人の被害者に対してブッチャーナイフを突き付けて脅迫し、金銭を奪おうとしたけれども、被害者にナイフを持っていた右手を掴まれるなどして抵抗されたために金銭を奪うことができず、その際被害者の両手に後遺症となる傷害を負わせ、またその犯行の際に正当な理由がないにも関わらずブッチャーナイフを持っていたという事件です。

では、2番の方から裁判全体を通じての感想を簡単にお聞かせいただければと思います。

## 2番

初めて裁判員として裁判に参加した時、テレビで見る裁判と違って、被告人が割とすんなりと罪を認めたので、「ああ、こんなに簡単に終わることもあるのか」という考えを一番最初に持ちました。全体的に、私は被害者と加害者の態度や顔の表情というのをよく見ていましたが、被害者と加害者の雰囲気、こんなに違って出るということがよく分かりました。

## 司会者

次に、3番から5番の方には殺人の事件を担当していただきました。3番の方には補充裁判員として、4番と5番の方には裁判員として担当をしていただきました。この事件は被告人が母親を恨んで、自殺をする前に母親を殺そうと考えて、自宅の浴室でお母さんに対し頭をハンマーで殴った上、頭を手で押さえ付けて、顔を浴槽内の水に沈めて殺害したという事件でした。

ではまず3番の方から、裁判全体を通じての感想を簡単にお聞かせください。

## 3番

まず、本当のことなのかなということが、一番最初の印象でした。

## 司会者

よろしいですか。ありがとうございます。では4番の方、お願いします。

#### 4 番

一番最初にびっくりしたのが、「え，こんな身近な場所で起きた事件の裁判員に当たるのかな」と思いましたし，殺人事件がこんなに身近なところにあるんだということと，あとそれが親子の関係だったというのがショックでした。以上です。

#### 5 番

まず裁判員に選ばれて，どんな事件を扱うかを初めて知った時，殺人事件で，更に精神の病気もちょっとあったということで，何という大変な事件に呼ばれたんだろうかと正直困惑しました。

しかし，裁判員の方，裁判官の方の適切な意見とご指導のおかげで何とか裁判を終わらせることができたと思います。ありがとうございました。

#### 司会者

最後に6番の方ですが，殺人未遂事件を裁判員としてご担当いただきました。この事件は，入院中であった被告人が将来を悲観して，誰でもいいから人の首を絞めて刑務所に入ろうと考えて，他の病室の入院患者であった被害者に対して，電気コードや両手で首を絞めて殺害しようとしたのですが，被害者が死亡したと思ひ込んだために殺害することができなかったという事件です。

では裁判全体を通じての感想をお願いします。

#### 6 番

私の感想としましては，もちろん裁判員という経験も初めてでしたし，裁判自体というのも初めてでした。選ばれてから終わるまでが結構早いものだなというような感想も持ちましたし，あとは一番思った感想は，私は被告人の席に立ちたくないなということでした。以上です。

## 第2 検察官・弁護人の訴訟活動について

#### 司会者

それではテーマに沿った意見交換に移らせていただきます。一つ目のテーマですが、検察官、弁護人の訴訟活動についてです。まず、こちらから裁判終了後に実施しているアンケートの結果などを簡単に御紹介した上で、経験者の皆様に御意見をお伺いしたいと思います。

では、まず1番の方にご担当いただいた事件のアンケート結果から御紹介します。

#### 岩瀬判事補

審理全体の分かりやすさとしては、分かりにくかったと回答した人はおらず、分かりやすかったという回答が大半でした。次に、検察官の説明や証拠調べについては、これも審理全体の分かりやすさと同じく、大半が分かりやすかったという回答になっています。弁護人の説明や証拠調べについては、分かりにくかったという回答がやや多くなっていました。

続いて当事者の法廷活動に対して感じた印象として、検察官の法廷活動に関しては、検察官の話し方に問題があった、説明が詳しすぎた、話す内容が分かりにくかったとの回答がありました。

一方、弁護人の法廷活動に関しては、弁護人の話し方に問題があった、話す内容が分かりにくかった、証人や被告人に対する弁護人の質問の意図、内容が分かりにくかったとの回答があり、具体的には、弁護人の証人に対する態度に問題があるのではないかといった意見がありました。

#### 司会者

それでは1番の方から、検察官や弁護人の訴訟活動について御感想があれば、お聞かせいただきたいと思います。

#### 1番

先ほど申しましたように、被告人が黙秘ということで、なかなか我々の方に反省の色とといいますか、何も伝わってこなかったのが現状です。検察官の方は、被告人が平成25年から平成27年に再犯で捕まったんですけれども、その2年間

弱の証拠について結構な資料が出てきまして、そういう点では、証拠固めができたと思います。ただ、証人が十数名出てきており、証言していただいた部分について整合性があるとか、その証言が真実かどうかというような判断がちょっと難しかったです。

被告人が黙秘しているということで、評議でみんなと話し合っただけに結び付けるといのが大変だったのですが、検察官の方は時系列的に証拠を積み重ねて、我々に納得が行くような方向で内容を持っていきましたので、そういう意味では大変納得がいき、いい方向に話合いができたんじゃないかと思っております。

司会者

今のお話を少し広げて聞きますと、証拠がたくさんあったが、その中でも証拠が整理されていて分かりやすく説明されたという印象ですか。

1 番

そうですね。証拠ですとか証言ですとか、その整合性を合わせるのに、いろいろ資料を取り揃えてくれたので、そういう点では非常に証拠固めにはなったのではないかと思っております。

司会者

一方で弁護人の活動については、全体的な感想のところでは何か弁護人の意思が伝わらなかったというようなことを伺いましたが、被告人が黙秘をしている場合、弁護人が被告人はこういうことをしてないんだという主張をしていたと思いますが、弁護人の主張や立証はやはり少し分かりにくかったですか。

1 番

そうですね。被告人が黙っている上、証拠としても何も出てきていないので、何もこちらには伝わってこなかったです。本人が、何かしらのことを被告人質問で話していれば、またちょっと真実というものが、もっとよく見えてきたんじゃないかと思います。また、よくテレビで見るような黙秘しているという形の中で、弁護人がいわゆる弁護するのってどうなのかなという気がしながら聞いていまし

た。本当にやっていないなら何か言うはずだし、黙秘しているということは何かを隠しているのか、それとも自分に不利になることを話したくないのかのどちらかだとは思いますが、なかなか、我々裁判員の方には少し分かりにくかった部分があります。

司会者

ありがとうございます。それでは、2番の方にご担当いただいた事件のアンケート結果をご紹介します。

黒田判事補

審理全体の分かりやすさとしては、分かりにくかったとの回答もありましたが、大半が分かりやすかったという回答でした。

次に、検察官の説明や証拠調べについてですが、同じく大半が分かりやすかったという回答になっています。弁護人の説明や証拠調べについては分かりにくかったと回答した人はおらず、普通であると回答した人が分かりやすかったという回答より少し上回っていたというものでした。

続いて当事者の法廷活動に対して指摘があった事項ですが、検察官の法廷活動に関しては、検察官の説明が詳しすぎた、検察官が話す内容が分かりにくかったという回答がありました。一方、弁護人の法廷活動に関しても、弁護人の話し方に問題があった、弁護人の説明が詳しすぎたという回答がありました。以上です。

司会者

それでは2番の方から、検察官や弁護人の訴訟活動について御感想をお聞かせいただければと思います。

2番

私の見た限りでは、裁判員6人全部性格も違いますから、検察官の方や弁護士のの方の話し方や内容によって理解の仕方も皆さん違うと思いますが、私から見れば非常に分かりやすかったです。というよりも、被告人が素直に答えたので、弁護人の方も多分やりやすかっただろうし、検察官の方が言っていることも分かり

やすく、また証拠もほとんどすんなりと出てましたので、我々初めての素人にしてみれば非常に分かりやすい裁判だったのではないかと思いますし、私は結構理解できたつもりでいます。

被告人がいかに素直に答えているかによって、弁護人の方や検察官の方がいかにやりやすかったというのがよく分かったような気がします。

司会者

ありがとうございます。それでは、3番から5番の方々に御担当いただいた事件のアンケート結果をご紹介します。

島尻判事補

私から紹介させていただきます。まず審理全体の分かりやすさとしては、分かりにくかったという回答はなく、大半が分かりやすかったという回答でした。次に検察官の説明や証拠調べについては、全員から分かりやすかったという回答がありました。弁護人の説明や証拠調べについては、分かりにくかったという回答もありましたが、半数以上は分かりやすかったという回答でした。

続いて、当事者の法廷活動に対して指摘があった事項ですが、検察官の法廷活動については特に指摘はありませんでした。弁護人の法廷活動に関しては、話し方に問題があった、証人や被告人に対する質問の意図、内容が分かりにくかったという意見がありました。話し方については、具体的には声が小さかったという指摘もありました。私からは以上です。

司会者

それでは3番の方から順番に、検察官、弁護人の訴訟活動について御感想をお聞かせいただければと思います。

3番

一番覚えているのは、弁護人の方の声が少し届きにくくて、話している内容がよく聞き取れなかった時がありましたが、あとでお三方にちゃんと教えていただいたので、それはよかったです。あとはないです。

司会者

では4番の方がいかがでしょうか。

4番

被告人も認めている事件で、割と淡々とスムーズに進んだとは思いますが。私も本もテレビも割と推理物が好きで、ちょっとテレビの見すぎの影響があるかもしれませんが、弁護人の活動も検察官の活動も、静かに淡々と進んでいくものだなという印象が強かったです。

司会者

では5番の方お願いします。

5番

私たち素人が聞いても、初めは分からないんだろうなと思っていましたが、どちらもちゃんと分かるように説明していただき、納得して自分の意見を言うことができたので、私はよかったと思います。

司会者

それでは6番の方に御担当いただいた事件のアンケート結果をご紹介します。

岩瀬判事補

では紹介させていただきます。審理全体の分かりやすさとしては、分かりにくかったと回答した人はおらず、普通であったという回答が大半でした。次に検察官の説明や証拠調べについては、分かりにくかったと回答した人はおらず、分かりやすかったという回答と普通であったという回答が同数になっています。弁護人の説明や証拠調べについては、分かりにくかったとの回答もあったものの大半が分かりやすかったという回答になっていました。

続いて当事者の法廷活動に対して感じた印象としては、検察官の法廷活動に関して説明が詳しすぎたという回答があり、弁護人の法廷活動に関しては話し方に問題があった、説明が詳しすぎた、証人や被告人に対する質問の意図、内容が分かりにくかったとの回答がありました。双方の活動に関する意見としては、検察

官と弁護人の立場上、被告人の量刑について対立した主張をすることはよく伝わってきたという意見がありました。

司会者

それでは6番の方から、検察官、弁護人の訴訟活動について御感想をお聞かせいただければと思います。

6番

先ほども申し上げたとおり、裁判自体が初めての経験でしたので、他との比較というのができないのですが、検察官、弁護士の方ともにはっきりとお話しされていて、非常に分かりやすく、裁判員にも伝わりやすいようにされていたのかなと思いました。

司会者

それでは、検察官や弁護人の立場からお聞きになりたいことがあれば、聞いていただければと思いますが、まず検察官の方から何かありますか。

中北検事

1番の方に御質問なんですけれども、この担当していただいた事件は、非常に証人の数が多かったということですが、それは2年弱の密売ということで、いろいろなことがあって、薬局に覚せい剤を落としたりですとか、いろいろな客に密売したりですとかということで、事件の数も多かったので証人の数も多かったというのはあるかと思いますが、やはり我々としましても、この複雑な事件をいかにして理解していただくかということを考えておきまして、こちらの理想としましては、証人尋問、12人ほどはあったかと思うんですが、証人尋問が一人ずつ終わる度に、例えるならばパズルのピースが1個ずつ埋まって行って、証人尋問が終われば全体が見えるというようになればいいなという考えでやっていましたが、その辺りは、そういう証人尋問を聞く側の裁判員の方としては、そのようにちゃんと分かったのか、それともなかなかしんどかったのか、その辺の率直な感想をお聞かせいただければと思います。

1 番

その辺の熱意といたしますか、それは十分感じました。

鈴木検事

6 番の方にお伺いしますが、今回は被害者の方の証人尋問という形ではなく、被害者の方の調書の朗読という形で、いろいろな理由があってそうさせてもらったんですが、特にモニターに文字を見せるとかではなく、今回私がしただけだったんですけれども、その時の調書の朗読を聞いて、被害状況とかどんなことを思っているかとか、そういうことがイメージできたのかどうかということを少しお伺いしたいのですが。

6 番

その時言葉で聞いてイメージもしていたと思いますし、後から文章を読み返したり、あと評議の時に補足で説明をしていただいて、十分理解できたかと思いません。

司会者

では、弁護士さんの方からどうぞ。

五十嵐弁護士

2 番の方にお伺いします。先ほど、弁護人の活動の中で被告人がよく話をしたのでよく伝わったというような趣旨のお話があって、それは事前の弁護人との打合せが、効果が出たのかなと思ってうれしく思います。この事件の被告人は、非常によく話し、少し質問するとたくさん答えるような被告人でしたが、こちらとしては被告人の反省の態度というものを情状の一つとして主張はしていました。裁判員の皆さんに、被告人の反省というのは伝わったのかというのが非常に分からなかったところでして、いかがでしたでしょうか。

2 番

その辺は、最初に言いましたけど、結構私皆さんの顔色とか雰囲気というのを見ていたんですけれども、やはり被告人の方はもう 1 年ぐらい経っていましたの

で、どちらかというひょうひょうとしてるなど、被告人の様子を被害者から見るとあまりにも、当たり前のような形で話していると言ったらいいのか、あまりいい態度だとは思いませんでした。

吉田弁護士

3番、4番、5番の方にお聞きしたいのですが、担当された殺人事件の件については、被告人が精神障害があるということで、もう一人の弁護士と、本人が反省していることがなかなか伝わらないのではないかとということをととても懸念していたのですが、その辺が裁判員の方にはどのように感じられたのかをお聞きできればと思います。

3番

とても淡々と話していて、表情もあまり変わらなかったもので、本当はどう思っているんだろうというのがずっとあって、反省しているかどうかよく分からない感じでした。

4番

3番さんもおっしゃっていましたが、反省しているのかしていないかというところがこちらには伝わりにくかったのではないかと思います。素直に認めているから、反省もあるのだろうなとは思いますが、あまりにも親子間の殺人であったにもかかわらず、話す時もやはり感情が伝わりにくかったなと思います。

5番

はっきり言って反省の色は私には見えませんでした。犯罪を犯した後の彼の行動等もいろいろ見させていただきましたけど、法廷に立ってる時の彼の感じも、私の目には反省しているとは思えませんでした。

### 第3 証拠調べとその理解のしやすさ

司会者

それでは2番目のテーマに移ります。これまでも関連する事項がありましたが、

改めて証拠調べとその理解のしやすさについてです。証拠調べでは、証拠書類が朗読されたり証人の話を聞いたり、被告人の話を聞いたりしてもらったと思うのですが、その中で印象に残ったもの、分かりやすかったもの、分かりにくかったものなどあれば御紹介をいただければと思います。1番の方からお願いできますか。

1番

そうですね。証拠はたくさんありました。防犯カメラの映像や通話記録、あと預貯金の出し入れ、レターパックで覚せい剤を送付し代金をやり取りしていたというような例もありましたので、証拠物件としてはいろいろあったのですが、その中ではやはり筆跡鑑定がなかなか興味深かったと思います。

その時の筆跡鑑定の先生の話が一番印象に残っています。あとは通話記録、預貯金の出し入れを調べるのは、銀行に行ったりすればできるのですが、とにかくいろいろな証拠物件があった上で印象に残ったものは筆跡鑑定でした。

司会者

ありがとうございます。では、証拠調べについて2番の方をお願いします。

2番

私の事件は、もう確実な凶器があり、それもちょっと一風変わったナイフで、私はナイフ好きで知っていましたが、普通の人には知らないようなナイフだったものですから、そういった確実な証拠もありましたし、当然印象に残っています。ただ書類の量が適切だったかと言われると、正直普段の量が分かりませんのでこれが適切かどうかと言われても、我々素人にはよく分かりません。

被告人質問は理解しやすかったかと言いますと、我々の裁判では結構理解しやすかったです。ただ聞いていて矛盾しているところもありましたが、その矛盾について私も含め誰も何も言わなかったんで、被告人質問及び証拠については分かりやすい内容でしたね。量というのは分かりません。

司会者

ありがとうございます。3番の方いかがでしょうか。

3番

理解しやすかったです。

司会者

4番の方はどうでしょう。

4番

現物というかハンマーも手にしましたし、電撃棒の写真ですか、それで理解ができました。ちょっとハンマーの重さが衝撃的でした。

司会者

5番の方お願いします。

5番

4番の方と同じで、自作のスタンガンですね。そういうのをまず見ることができて、証拠品としては大変理解しやすいものでした。

司会者

6番の方、お願いします。

6番

私が担当した事件というのは、被告人が罪を認めていましたし、内容がどのくらいの刑になるのかというところだったと思いますが、その中で被告人が障害を持っていたというところで、その障害が原因になったかどうかというところも論点だったかと思うのですが、精神科医の先生が来られてお話をされたということで、第三者の方の意見というのが非常に参考になったと思いました。

司会者

参考になったことの前提としては、やはり精神障害のことは、多くの方は知識がないと思うのですが、その話自体は分かりやすくしてもらえたということなんではないでしょうか。

6番

そうですね。判断をするに当たって、障害が影響したのかどうか、素人には判断しづらいところだったんですが、その先生の説明で影響がないというところまで理解できたということですね。

司会者

実は6番の方に参加いただいた裁判でも、精神障害が関連していましたが、3番、4番、5番の方が参加して下さった事件でも、精神科医の先生のお話を聞いています。その専門的なお話が分かりやすかったかどうか、その辺りはどうですか。覚えていらっしゃいますか。

4番

先生の話もちょっと分かりにくかったと思います。もう少し詳しくてもよかったですんじゃないかなと思います。

5番

私は先生のお話は大変理解できました。身振り手振りも使っていただき、顔の表情もしっかりして、なかなか大変ためになる話を聞かせてもらえたと思います。しかし、弁護人の方はそれを全否定していますので、その判断が私たちには難しかったと思います。

司会者

ありがとうございます。では証拠調べについて、検察官からの質問はありますか。

中北検事

3番、4番、5番の方に質問しますが、今回殺人事件ということで、殺人事件ですと我々が常に考えるのが御遺体の写真を証拠として出すかどうかということ、これは常に考えます。今回は浴槽で発見された状況については、そこまで出す必要はないだろうということで、イラストで出させていただいたんですけれども、そこで質問が2点ございます。今回御遺体の写真がなかったという点について、率直にどういう感想なのか、正直ほっとしたという思いなのか、見てみたかった

という思いなのかというのがまず一つと、あともう一つは、事件によっては御遺体の写真が出てくる可能性もあって、その場合には必要ならば覚悟を決めて見ますという感じなのか、そんなことなら裁判員はやりたくないという感じなのか、その2点につきまして率直な印象、感想等あればお願いします。

3番

最初殺人の裁判だと聞いたので、当然その写真が出てくるだろうと思っていました。逆に出ないこととなったので、見たかったなという方が強いです。

司会者

見てもらわざるを得ないような事件で選ばれたとしてもそれほど抵抗はないですか。

3番

ないです。

4番

そうですね。見る必要があれば見ますが、ばらばらになったのだけはいやですね。

5番

私はできれば見たくないです。あとイラストでしたが、大変リアルなイラストで、写真かと思うほど忠実に再現されているのに驚きました。今後もし裁判員に選ばれるとしても見たくないです。

鈴木検事

2番の方にお伺いしたいことが2点ございまして、1点目が先ほどの証拠書類の量については他の事件が分からないので適切かどうか分からないという御意見でしたけれども、率直に2番さんの御感想として、ちょっと間延びしているなどか、少し長いなどか、もう少しここを詳しくしてほしいとか、そういった率直な御感想を教えていただきたいと思います。

2番

証拠書類に関しては、私は少なすぎたと思います。というのは、実際には結構矛盾点があったように思います。例えば写真では血がこのようにつながっているのに話では少し違ったりとか、犯人はこうやっているのに証人はこうやっていると言ったり、そういう矛盾点が何点かあったんですけれども、そのあたりが直接判決に影響しないからかどうなのか、それは分かりませんが、矛盾したまま行ってしまったという感覚はあるんですよ。だから私としては、もう少し詳しい内容が欲しかったなという気はあります。

鈴木検事

ありがとうございます。もう1点なんですけれども、今回被告人が結構おじいちゃん、ちょっと背も小さくて、話す前は一見すると大人しそうな人に見える反面、被害者の方が結構スポーツマンで淡々と話すような方で、こちらとしては弱々しいおじいちゃんが入って被害者に撃退されたというように捉えられたら困るなと思って、証人尋問では特に被害者の方の当初の気持ち、どれくらい怖かったのかっていうのを一つ一つ当時の場面を区切って気持ちを聞いていったという経緯があるんですけれども、その点の証人尋問を聞いての印象というのはどんなものでしたか。

2番

そうですね。血色のいいおじいさんっていう感じで、一見悪人面していなかったんです。被害者の方はものすごくいやな顔をしていました。私個人の意見ですが、ああいうのを見比べた場合に、我々裁判員というのは、どちらかと言うと被害者側に立つんだなという雰囲気はありましたね。被害者側の方がああいういじめられっこにいじめられたように悲壮な顔をしていけば、たとえ加害者がああいう温和な感じでも、逆にひょうひょうとして反省がないように見えますね。

司会者

では、弁護士の方から何かありますか。

吉田弁護士

3番、4番、5番の方にお聞きしたいのですが、精神科医の証人尋問の前後に被告人質問をやりましたが、精神科医の話が終わった後に、改めて被告人の話を聞いてみて、最初の被告人質問の時に受けた印象と何か変わった部分があれば教えていただきたいです。

司会者

3番さん、いかがでしょうか。

3番

すみません、覚えてないです。

4番

被告人に対して気持ちが揺らいだとか変わったという記憶がないので、あまり覚えていないのですが、精神科医の話を聞いても、私には変化がなかったのではないかと思います。

5番

お話を聞いた前も後も変わりません。

#### 第4 評議の進め方と話しやすさ

司会者

それでは三つ目のテーマですが、評議の進め方と話しやすさについての意見交換です。評議で十分に意見が言えたかどうか、また評議で更に活発な意見交換をするために、何か工夫する点があるかどうか、こういったことについて経験者の皆様の御意見をお聞かせいただきたいと思います。ではまたすいませんが順番に、評議の進め方、話しやすさについての御感想、御提案などがあればお願いします。

1番

評議については、活発な意見が出ていたと思います。被告人が再犯で黙秘をしておいて、また黙秘している上に反省の色がないということですので、量刑の判断がなかなかできませんでした。同種事案の例をいろいろ出していただいて、

皆でたくさん議論しました。

司会者

ここに本日いらした方の中では唯一、事実を争っていて有罪、無罪の判断を、難しい判断を迫られた事件だったのではないかと思うんですけども、有罪、無罪のところでの評議の進め方とか意見の言いやすさとか、その辺りはどうでしょうか。

1 番

そうですね。一人の証人尋問が終わる度に、裁判官の方々も含めてみんなでいろいろ話し合ったりしてきました。あと黙秘していましたので、いわゆる弁護人の反対意見があまりこちらに伝わってきませんでした。

司会者

では2番の方、お願いします。

2 番

評議においていつでも意見を言うことができたかということに関しましては、我々裁判員の方は一緒だったので分かると思うんですけど、1名の方は全然話さない方がいらっしゃいました。やはりくじ引きで集まってくる人間ですから、ああいう方がいても不思議ではないと思います。他の人は、結構いろいろ言えたのではないかと思います。ただ、たまたま1名の方が全然話さない方だったので、ひょっとしたら、ああいう方ばかりが集まる可能性もあるわけですよ。もしそうなったら裁判官の方は非常に大変だろうと思います。活発な意見をするため、何か工夫してほしい点はあるかということになると、集まった方たちの性格的なことがあるので、我々が工夫するというよりも裁判官の方が工夫しなければならないのではないかと思います。

あと量刑グラフの利用は、ものすごく役に立ちました。我々からしてみれば、その罪に対してどれくらいの刑が相当か、よく分からないわけですよ。例えば、今回の裁判では、検察官の方が8年で、弁護人の方が5年以下と主張したわけで

すけれども、そのような主張をプロがするのだから、この方たちの言うことは間違いないだろうと思ってしまいます。それ以上はないしそれ以下もないだろうという判断で量刑グラフを裁判官から見せていただき、なるほどと感じたので、あのグラフについては非常に役に立ったと思います。

司会者

ありがとうございます。では3番の方、お願いいたします。

3番

私は、補充裁判員で、評議の場であまり意見を言う機会がなく、見ている側なのかと思っていましたが、全ての評議にもほんの些細なことでも発言する場があったので、全部意見を言うことができました。また、いろいろ聞いていただけたし、一人一人にどうですかと声をかけてくれるのはとてもよかったと思います。

自分の中では殺人イコール死刑というように考えていたので、量刑グラフは見た時に、こんなに早く出てくるんだと思い、とても衝撃でした。

司会者

ありがとうございます。では4番の方、お願いします。

4番

3番、4番、5番の方と同じ場所で評議をしたので、今3番の方がおっしゃってくださったように、あまり言葉数が多い人もおらず、そうかと言ってみんな平等に裁判官に声をかけていただいて、全員の方が自分の思っていることを言えたのではないかと思います。あと3番の方と同じで、あのグラフを見て、刑が軽いのでは、人が一人亡くなっているのに軽いのではないかというのが、一番最初にグラフを見た時の感想です。

5番

前の二人に全部お話しされてしまいましたでしたが、評議については、裁判官とユーモア交える楽しい話合いができたと思いますし、大変分かりやすかったです。私の意見も全て聞いていただきました。最初はもっと堅いものだろうと想像してい

たんですが、大変分かりやすく、和気あいあいとできたと思います。

量刑ですが、最初に12年と聞いた時に、裁判員みんなで軽いんだねということで驚きました。しかし、あの量刑グラフを見て、精神障害の病気のこと等いろいろ含めて結論を出したのですが、あれは大変分かりやすくて私はよかったと思います。

6番

まず評議をする部屋の全体の雰囲気作りや裁判長をはじめとする裁判官の自由な意見を言いやすい雰囲気作りがされていて、非常に意見が言いやすかったです。

司会者

ありがとうございます。では、検察官から質問はございますか。

中北検事

1番の方と3番、4番、5番の方にそれぞれ別の質問があります。まず、1番の方に対してなんですが、今回被告人が完全黙秘をしていたということがありまして、先ほどのお話ですと黙秘しているということは何か都合の悪いことを言いたくないんだろうと思ったという話がありました。ただ弁護人からは恐らく再三、黙秘権は権利であって、裁判のルール上は黙秘していることそれ自体を被告人に不利益に考慮してはいけなくなっています。いわゆる法律上の原則ですね。とは言っても素人的には、黙秘していると何だかとても悪いのではないかと、当然思ってしまうこともあるかと思いますが、実際の評議の場でそういう黙秘していること自体を不利益に扱ってはいけないという原則はしっかりと、皆さん意識した上で議論ができていたかという点をお伺いしたいと思います。

1番

結論を出す時の最後の最後に黙秘というようなことで、反省の色がないのではないかということを話し合ったのは確かなんですけど、最初の方では、黙秘しているが故に弁護人が何を言おうとしているかという意図がなかなかこちらに伝わ

りにくかったという話は出ていました。

#### 中北検事

続きますが、3番、4番、5番の方に対してですが、少し専門的な内容ではあるのですが、今回被告人に精神障害がありまして、その点についての精神科医の証人尋問もありました。懲役何年かというのを決めるに当たって、そういう精神障害をどう考慮すればいいかという点について、評議で皆さんが意見をちゃんと言えたのかどうかとか、裁判官から何かいろいろとアドバイスがあったとか、精神障害をどう刑に反映、考慮するか、この点の議論について率直なご意見を願います。

#### 3番

精神障害を持っていたけれども、犯行に至るまでの経緯を自分の意思で行っているという印象を受け、いわゆる殺意が強いというところが見えたという感じでした。

#### 4番

そうですね。やはり精神障害を考慮して、刑をどの程度にするかということも考えましたけれども、犯行自体が準備段階から順を追ってなされているということで、精神障害の影響はそれほど強くなかったのではないかと、私は思いました。

#### 5番

確かそこが一番時間をかけて評議したところだと思います。確か日をまたいだと思います。最後まで皆さんで話し合いをして刑を決めることになったと思うので、十分考慮した結果だと思います。

#### 鈴木検事

6番の方にお伺いします。こちらの裁判でも精神障害ということで、弁護人と検察官がそれぞれ、精神障害がどれくらい影響を与えたのかとか、その程度が強い弱いとか、そういう主張をしたと思いますが、弁護人と検察官の主張が明確に対立していたかと思います。そこで、弁護人と検察官の主張の対立のポイントに

ついて、それぞれ評議の場で、裁判員の皆さまが理解して、精神障害の影響を十分に評議の場で話し合えたのでしょうか。

6 番

その辺は証拠、時間であったりとか、病室に一人でいるところを狙ったとかそういうところで、障害が犯行に影響していなかったのではないかと、皆さん理解されて判断されていたのではないかと思います。

鈴木検事

2 番の方に伺います。先ほどの前の質問のお答えの中で、犯行態様について被害者の方と被告人が揉み合いになったという時の証言の内容が違っているのではないかと、矛盾しているのではないかと疑問に思ったというようなお話をされていたと思うのですが、公判前手続の中では、そこについては検察官も弁護人もお互い認識している犯行態様を述べるというようなところでとどめました。実際に法廷で検察官と弁護人が主張する犯行態様を聞いて、皆さんがどのように違いを認識されたのかというのは分からないのですが、評議の中で犯行態様が矛盾しているのではないかなど、要は評議の際率直な意見交換みたいなことはされたのでしょうか。

2 番

それは裁判員の方から出たわけではなかったような気がしますが、一応皆さんとの雑談の中で、こういうふうに言ったけれどもこうだったわねとか、要するに矛盾していたという話はしました。そういう話は結構何人かでもって評議していたんですが、それに対して結論が出たかという、結論は出ませんでした。

鈴木検事

ありがとうございます。

## 第 5 質疑応答

司会者

予定していたテーマは以上です。テーマにかかわらず、この機会に経験者から聞いてみたいことはございますか。

4 番

最初に一つの殺人事件で逮捕されても、次にまた何人か複数殺人を犯している場合、再逮捕になりますよね。その場合でも裁判員裁判というのはなされているんですか。最初の殺人罪に関してだけの裁判員だけでなく、その人の裁判が終わるまで裁判員を務めなければならないのですか。再逮捕の案件が重なる場合はどうなるのでしょうか。

司会者

通常は、何人か殺害しているようだと、まず一人目から起訴して、まだ起訴が続くことが見込まれるという時には、一人目が起訴されてもすぐには裁判は始めません。その裁判の準備もしながら、後の事件の起訴を待ちます。そして、もうこの被告人についてはこれ以上の起訴はありませんという段階になってから裁判を始めるので、同じ裁判員がまた数か月後に来なければいけないという事態にはなりません。

4 番

自分が裁判員というのを経験してみて、何か事件が起こる度に、これまた追加で再逮捕になった場合、裁判員の人はどうなるんだろうと思っていました。ありがとうございました。

司会者

準備はしていなかったのですが、せっかくの機会なのでお伺いしたいのですが、裁判員をやってみたいかと聞くと、大半の人たちがやりたくないと言っている現状があります。そういう潜在的な裁判員候補者の皆さんにも積極的に御参加いただきたいということで我々努力はしているのですが、なかなか努力が及ばないところがございまして、皆さんとして何か、こうしたらみんな裁判員として喜んで参加してくれるのではないかというような御提案があれば是非お伺いしたいので

すが、いかがでしょうか。

## 1 番

制度としては、今の方がいいのではないかと思います。1回で1万何千人くらいに発送して、最終的に50人くらいが集まって、そのうちのベスト8が選ばれたわけなんですけど、私のようなやりたくない人にはこのようなやり方でいいと思います。

あとは、断り切れないのが難点かだと思います。最初に呼出状をもらった時に、回答書を出さないと何条に反しますというような、ここへ来るまでに自分が罪人扱いされているような気がしました。絶対断れない状況にある場合は、現在のよりにコンピュータで選んだ方がいいのではないかと思います。

## 司会者

ありがとうございます。制度を変えたいということではなく、今の制度で、辞退の申出も、本当に絶対体が空けられないという人は辞退していただくしかないのですが、それほど忙しいわけでもないのに何か理由を付けて断りたいという方がやはり出てしまう現状を、変えることができないうだろうかという話ではあるのですが、いかがでしょうか。

## 2 番

私も正直言って、裁判員裁判は何でこんなに素人を集めてやらなければならないのかと、元々疑問を持っていました。適当に選んで適当に当たるというわけですから、極端に偏った人間ばかり集まったりすることもあるのではないかと思います。今回、選ばれて、「あ、やはりいろいろな人間が集まるんだな」ということが分かりました。また、刑を決めるのに我々みたいな素人が決めていいものかという思いがものすごくありました。

でも、裁判官が、刑を決めるには裁判員及び裁判官がいずれも一人は入っていないかならなりませんと言ってくださり、それを聞いて一応ほっとしました。そうでなければ、自由に意見が言えないわけですよ。私は、裁判員が意見を言って

も実際反映されないのではと、裁判員制度に対してものすごい疑問を持っていたのですが、今回ここに来て、裁判官から説明されて理解できました。そういうことを理解できれば、選ばれても、やってもいいかなと思いました。誰でもできるんだなと思いましたので、今のままでいいとは思いますが、ただそうなるといういろいろな性格の人間がいますので、うまい具合にばらけてくれればいいですが、偏った人間が集まった時には裁判官の方が大変だなと思いました。

### 3 番

私は裁判員になりたかったので、なれてラッキーと思ったのですが、周りの人はほとんどいやだと言うので、何がいやなのかと聞いたら、面倒くさいと言われました。経験してよかったよということをごんばって宣伝します。

### 4 番

私も裁判員をやってみて、やっぱりよかったよとは言いました。そのいやだと思う理由は、人を裁くのがいやなのではないかと思います。しかし、実際裁判官が、人を裁くのではなく罪を裁くんですよとおっしゃってくださったのが印象的だったので、人を裁くのではないということを周りには言ってます。

### 5 番

まず皆さん、私の周りの方も含めて、裁判員制度があるというのは知っておりますが、裁判員の候補者に選ばれたというと、すごい皆さん珍しい顔をして私を見るんです。今、どのくらいの人数を年間に候補者として選んでいるのかは分かりませんが、例えばそれを倍にするとか、もう少し幅を広げて底を広げて、人数は8人ぐらいでもいいかもしれませんけれども、抽選の人数をもっと増やしてあげた方がいいのではないかと思います。

### 6 番

裁判員の候補に選ばれてからの話だと思うので、広く国民全体に裁判員の魅力を周知するというのもまた違うのかなと思います。また、候補に選ばれて、選任手続に来た人の中でも、裁判員をやりたいのに最後のくじで外れて残念だと

思う人も多かったのではないかと思うので、今の仕組みでいいのではないかと  
思います。

司会者

どうもありがとうございました。御質問は以上ですが、この機会に、言ってお  
きたかったことはありますか。

5 番

こういう機会は多分もう二度とないと思うので弁護士さんに質問したいと思  
います。今回、この事件しか私は知りません。明らかに証拠もそろって、本人も  
きちんと殺人を犯したということを言っている事件を弁護する難しさとか、刑を  
軽くする難しさを教えてください。

吉田弁護士

先ほどどなたかがおっしゃった、人が一人死んでいるということで、やはりと  
ても重い結果が生じてしまっている反面、今回のケースで言うとお母さんを殺す  
に至るまで、本人が思い詰める、追い詰められていたという経緯も考えなければ  
なりません。とはいえ、どういう事情があっても人は殺してはいけないと  
いう思いがありつつ、殺人に至るまでの経緯を分かっていたらいいと思っ  
てやりました。結果が結果だし、本人も精神障害の影響でああいう淡々とした態  
度だったので、私たちもずっと反省しなければだめだし、お母さんがどういう気  
持ちだったのか、ずっと本人に問いかけてはきたのですが、やはり意思疎通が難  
しいところがあって、私たちもそこはとても悩みながらやってきた印象がありま  
す。なのでやはり少しやりにくかったとか苦労したという印象は今でも強く残っ  
ています。

2 番

たくさんの人に裁判員をやってもらいたいから、普段着でいいですと言われま  
すが、仮にも一人の人間の人生を少しでも変えるという立場で来ている以上は、  
やはり普段着で来ていいですというのはやめた方がいいのではないかと思います。

せめて判決の時はそれなりの格好をしてきていただきたいと思います。

司会者

なるべく多くの方においでいただきたいので、スーツなら出たくないという思いをさせたくないということではあるのですが。

2番

それは分かりますが、例えばスーツ着なくてもやはりそれなりのきちんとした格好をすべきだと思います。

司会者

ありがとうございます。

4番

今服装についての話が出ましたが、私が参加した裁判のときは、服装が気にかかる方はいらっしゃいませんでしたが、1番、2番、6番の裁判員の方で、やはり服装が少しくだけすぎたような方はいらっしゃったんですか。

2番

いました。だから余計にそう思ったのです。

1番

職業柄もあると思います。我々のように定年退職して、制服も何も着ないで、ブレザーを羽織るだけの生活をする者もいれば、いわゆる普段背広を着ない人もいます。そういう人たちに背広を着てこいと言っても、それは持っているかどうかも分からないですよ。

2番

別にいい悪いを言っているのではないのですが、ただそれなりの服装で参加するようにはなってもらいたいと思います。

司会者

ありがとうございます。ではもうそろそろですので、最後に所長から御挨拶させていただきます。

足立所長

皆さん、今日は大変熱心に御意見をいただきました。どうもありがとうございます。我々法曹三者の訴訟活動について、どのように受け止められておられるのか、あるいは証拠をどのように受け止められておられるのか、被告人や証人の態度等も含めて大変よく分かりました。今後の訴訟活動を考えていく上で参考にしていきたいと思えます。

また、評議のあり方、進め方についての御意見もいただきまして、お聞きしている限りでは意見を言いやすい雰囲気だった、日をまたいで意見交換もできたといったようなことをお聞きして、大変安心したところでございます。国民の皆様に参加していただき、裁判員裁判という制度が出来上がって9年目に入っているところですが、我々としては一般の方に入っているところでございますので、できるだけ分かりやすい裁判をしたいということで裁判所も検察官も弁護士も、皆それに向けていろいろ努力しているところでございます。今日いろいろお伺いした話も踏まえて、また法曹三者それぞれが考え、また意見を交換し合って、より良い、分かりやすい裁判を実現していきたいと思えます。本当にありがとうございました。

以 上